

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

正する規則をここに公布する。

鳥取縣知事 遠

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条　鳥取県国民健康保険事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第二条　審査委員会は次に掲げる委員をもつて組織する。

一 療養担当者を代表する委員

七人

規則

三 公益を代表する委員

七八

00019

2 委員は非常勤とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県告示第三百三十八号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 氏名 名称又は屋号

七三三 後藤 よう 後藤 屋 八頭郡智頭町智頭七四六
七三四 藤原 清子 出雲屋 気高郡青谷町青谷四、〇六〇
七三五 近藤 八重子 ラツキ一食堂 米子市角盤町三ノ一三
七三六 山本 昇 山田屋食堂
七三七 黒見治子 小宝屋 立川五丁目一七二
鳥取市上町一区六五
鳥取市東品治町一〇九ノ一六

鳥取県告示第三百三十九号

次のように牛の流行性感冒の予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六

条の規定により牛の所有者に對して注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

八月一日 八月六日 福島、福吉、三部
八月五日 " 十日 荘、白水、根雨原

八月十五日 " 二十日 谷川、宮原、大原、

八月二十一日 " 二十二日 大倉、上野、

八月二十二日 " 二十三日 溝口、長山、大江、

八月二十七日 " 二十八日 上野、金屋谷、岩立、

八月二十九日 " 三十日 下内、未鎌、福永、添谷

八月三十日 " 一日 大瀧、富江、

八月三十一日 " 二日 嶋原、柳原、大坂、

八月三十一日 " 三日 江尾、小江尾、佐川、

八月三十一日 " 四日 柿原、下安井、荒田、洲河、

八月三十一日 " 五日 日之結、尾上原、池

八月三十一日 " 六日 助次、下蚊屋、

八月三十一日 " 七日 御机、美用、

八月三十一日 " 八日 東尾、小原、杉谷、

別表

実施期日

区域実施

実施場所

第一回

第二回

一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

牛の流愄性感冒予防液の皮下注射をだし注射は二回注射とする。

第一回	第二回	区域実施	実施場所
七月二十二日	七月二十七日	溝口町	池田、下代、郷原、
二十三日	二十九日	"	宮ノ華、間地、畠地、
二十四日	三十日	"	焼杉、上ノ名、藤尾、
二十五日	三十一日	"	畠鎌、東尾、
二十六日	三十一日	"	小原、杉谷、
二十七日	三十一日	"	御机、美用、
二十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
二十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
三十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
三十一日	三十一日	"	御机、美用、
三十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
三十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
三十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
三十五日	三十一日	"	御机、美用、
三十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
三十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
三十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
三十九日	三十一日	"	御机、美用、
四十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
四十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
四十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
四十三日	三十一日	"	御机、美用、
四十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
四十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
四十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
四十七日	三十一日	"	御机、美用、
四十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
四十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
五十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
五十一日	三十一日	"	御机、美用、
五十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
五十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
五十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
五十五日	三十一日	"	御机、美用、
五十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
五十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
五十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
五十九日	三十一日	"	御机、美用、
六十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
六十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
六十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
六十三日	三十一日	"	御机、美用、
六十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
六十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
六十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
六十七日	三十一日	"	御机、美用、
六十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
六十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
七十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
七十一日	三十一日	"	御机、美用、
七十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
七十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
七十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
七十五日	三十一日	"	御机、美用、
七十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
七十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
七十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
七十九日	三十一日	"	御机、美用、
八十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
八十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
八十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
八十三日	三十一日	"	御机、美用、
八十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
八十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
八十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
八十七日	三十一日	"	御机、美用、
八十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
八十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
九十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
九十一日	三十一日	"	御机、美用、
九十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
九十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
九十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
九十五日	三十一日	"	御机、美用、
九十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
九十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
九十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
九十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百零一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百零二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百零三日	三十一日	"	御机、美用、
一百零四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百零五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百零六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百零七日	三十一日	"	御机、美用、
一百零八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百零九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百一十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百一十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百一十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百一十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百一十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百一十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百一十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百一十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百一十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百一十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百二十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百二十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百二十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百二十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百三十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百三十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百三十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百三十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百四十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百四十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百四十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百四十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百五十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百五十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百五十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百五十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百六十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百六十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百六十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百六十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百六十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百六十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百六十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百六十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百六十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百六十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百七十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百七十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百七十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百七十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百七十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百七十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百七十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百七十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百七十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百七十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百八十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百八十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百八十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百八十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百八十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百八十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百八十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百八十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百八十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百八十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百九十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百九十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百九十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百九十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百九十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百九十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百九十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百九十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百九十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百九十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百二十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百二十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百二十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百二十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百二十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百二十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百三十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百三十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百三十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百三十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百三十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百三十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百四十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百四十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百四十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百四十七日	三十一日	"	御机、美用、
一百四十八日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百四十九日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十一日	三十一日	"	御机、美用、
一百五十二日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百五十三日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十四日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十五日	三十一日	"	御机、美用、
一百五十六日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百五十七日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百五十八日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百五十九日	三十一日	"	御机、美用、
一百六十日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百六十一日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百六十二日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百六十三日	三十一日	"	御机、美用、
一百六十四日	三十一日	"	助次、下蚊屋、
一百六十五日	三十一日	"	日之結、尾上原、池
一百六十六日	三十一日	"	東尾、小原、杉谷、
一百六十七日	三十一		

の区域及び調査審議事項)を昭和三十二年七月十九日限り
り廢止する。

昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

公職選舉法施行令(昭和二十五年四月政令第八十九号)
第六条の規定により、境港市に住所を有する次の県議会
議員を、境港市選挙区から選出された議員とする。

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

議員を、境港市選挙区から選出された議員とする。

昭和三十一年七月九日

岡田洲二 境港市明治町三十一番地
安田貞栄 新屋町四十一番地

第四条 教育研究所の所務を分掌させるため、次のとおり係を置く。

(研究所の組織)

庶務係

第四条の次に次の二条を加える。

鳥取縣告示第三百四十四號

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとづく医師の指定を次のとおり取消した。

鳥取県告示第三百四十二号

会等に關する法律に基く代表者会議の区域）及び昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員

鳥取縣知事 遠
藤

四

鳥取市に設置の千代農業委員会の区域は、鳥取市東音
鳥取市邑美、鳥取市高草、鳥取市湖東、鳥取市湖南の各
農業委員会の区域を昭和三十二年七月五日から編入する
ことを承認する。

科診療 科名	住	所	氏名	理由取消の
内科	鳥取市古市一	鳥取市民病院内	石橋忠男	退職
外科	倉吉市越殿町一、四八	厚生病院内	入江 孝	〃

(職制)

、第四条の二 教育研究所に所長を、係に係長を置く。

(職務)

第四条の三 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

一所長 上司の命を受け、所務を掌理する。

二係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

「主事補」の前に「研究員補」を加える。

第五条中「所長」の次に「係長」及び「研究員」を、

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月九日
鳥取県教育委員会委員長 米原穂

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号の一部を次のように改正する)。

第五条に次の二項を加える。

2 特に必要があるときは、図書館に館長補佐を置くことができる。

第五条の二 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

2 特に必要があるときは、図書館に館長補佐を置くことができる。

00023

昭和32年7月9日 火曜日 鳥取県公報 第2834号

7 昭和32年7月9日 火曜日 鳥取県公報 第2834号

00022

昭和32年7月9日 火曜日 鳥取県公報 第2834号 6

00024

昭和32年7月9日 火曜日 鳥取県公報 第2834号 8

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一
日から適用する。

附
則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

印 動
行者 鳥取県鳥取市東町
刷 所 鳥取県鳥取市東町 取
印 刷 所 鳥取県印 刷 所